

## 新旧対照表

【通関業法基本通達(昭和47年3月31日蔵関第105号)】

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前		
(偽つた申告をする等の罪)		(偽つた申告をする等の罪)		
6 - 1 法第6条第4号イ((欠格事由))に規定する「 <u>関税法第111条第1項第2号((許可を受けないで輸出入する等の罪))</u> 」の規定に該当する違反行為には、重大な過失により偽つた申告をする等の罪(関税法第116条)を犯した場合は含まれないので、留意する。		6 - 1 法第6条第4号イ((欠格事由))に規定する「 <u>関税法第113条の3((偽つた申告をする等の罪))</u> 」の規定に該当する違反行為には、重大な過失により偽つた申告をする等の罪(関税法第116条)を犯した場合は含まれないので、留意する。		
(「違反行為をした者」の意義)		(「違反行為をした者」の意義)		
31 - 4 法第31条第2項第2号((欠格条項))に規定する「第6条第4号((欠格事由))」に掲げる法律の規定に該当する違反行為をした者」とは、関税法第109条から第112条まで((実質犯))の規定に該当する違反行為があつたことにつき、税関長が心証を得た者をいう。		31 - 4 法第31条第2項第2号((欠格条項))に規定する「第6条第4号((欠格事由))」に掲げる法律の規定に該当する違反行為をした者」とは、関税法第109条から第112条まで又は第113条の3((実質犯))の規定に該当する違反行為があつたことにつき、税関長が心証を得た者をいう。		
(通関業者に対する監督処分の基準)		(通関業者に対する監督処分の基準)		
34 - 6 法第34条((通関業者に対する監督処分))第1項の規定による処分は、次の基準表により行う。		34 - 6 法第34条((通関業者に対する監督処分))第1項の規定による処分は、次の基準表により行う。		
通関業者監督処分基準表				
違反法条		該当規定	第1号該当	第2号該当
関 税 法	108の4	輸出してはならない貨物の輸出	1(級)	2(級)
	109	輸入してはならない貨物の輸入	1	2
	109の2	輸入してはならない貨物を保税地域に置く等	1	2
	110	関税ほ脱	1	2
	111 (1~3項)	無許可輸出入等(予備以外)	1	2
	111(4項)	無許可輸出入等(予備)	2	3
	112	密輸貨物の運搬等	2	3
	113	不開港不許可入港	2	3
	112の2	用途外使用等	3	4
	113の2	特例申告書不提出	3	4
	114	無届・虚偽届(外国貿易船)等	3	4
	114の2	船用品又は機用品の積込み等	3	4
通関業者監督処分基準表				
違反法条		該当規定	第1号該当	第2号該当
関 税 法	108の4	輸出してはならない貨物の輸出	1(級)	2(級)
	109	輸入してはならない貨物の輸入	1	2
	109の2	輸入してはならない貨物を保税地域に置く等	1	2
	110	関税ほ脱	2	3
	111	無許可輸出入	2	3
	112	密輸貨物の運搬等	2	3
	113の3	虚偽申告等	3	4
	114の2	船用品又は機用品の積込み等	4	5

改正後				改正前				
<u>115</u> <u>115 の 2</u> <u>115 の 3</u> <u>116</u> <u>117</u>	無届・虚偽届(特殊船舶)等 見本の一時持出し等 専門委員秘密漏えい <u>111 条 1 項 2 号等違反の重過失</u> <u>両罰規定</u>	<u>3</u> <u>3</u> <u>3</u> <u>4</u> <u>処罰の根拠と なった違反法 条の処分</u>	<u>4</u> <u>4</u> <u>4</u> <u>5</u> <u>処罰の根拠と なった違反法 条の処分</u>		115 の 2 116	見本の一時持出し等 <u>113 の 3 ~ 115 の 2 違反の重過失</u>	<u>4</u> 4	<u>5</u> 5
(省略)					(同左)			

### ( 基準表の適用 )

- (1) (省略)

(2) 処分の級別区分の適用については、違反行為の内容に応じ、以下のイ及びロに従い加重減輕を加え処分を決定する。

イ 減輕

(1) 意図的に違反行為に及んだものではない場合等違反行為の計画性がないとき。

(ロ) 自主的に非違を発見し、税関に申し出た場合等調査に協力的なとき。  
(削除)

(ハ) 上記(1)及び(ロ)に準じ特に輕減すべきと認められる事情があるとき。

ロ 加重

(1) 処分を受けた日から3年以内に再び処分の対象となる違反を犯したとき。

(ロ) 船舶の入港から貨物の国内への引取りまでの行為等一連の行為において複数の違反法条に該当する違反を犯したとき。

(ハ) その他情状が特に悪質と認められるとき。

(3) (省略)

### （通関士に対する懲戒処分の基準）

35 - 5 法第35条第1項((通関士に対する懲戒処分))の規定による処分は、次の基準表により行う。

## 通關士懲戒処分基準表

違 反 法 条		処 分
関	108 の 4	輸出してはならない貨物の輸出 1 ( 級 )
	109	輸入してはならない貨物の輸入 1
	109 の 2	輸入してはならない貨物を保税地域に置く等 1
	110	関税ほ脱 1

### ( 基準表の適用 )

- (1) (同左)

(2) 処分の級別区分の適用については、違反行為の内容に応じ、以下のイ及びロに従い加重減輕を加え処分を決定する。

イ 減輕

(1) 違反行為の計画性がないとき。

(ロ) 調査に協力的などき。

(ハ) 改悛の情が認められるとき。

(二) 上記(1)から(ハ)までに準じ特に輕減すべきと認められる事情があるとき。

ロ 加重

(1) 処分を受けた日から 3 年以内に再び処分の対象となる違反を犯したとき。

(追加)

(ロ) 情状が特に悪質と認められるとき。

(3) (同左)

### （通関士に対する懲戒処分の基準）

35 - 5 法第35条第1項((通関士に対する懲戒処分))の規定による処分は、次の基準表により行う。

## 通關士懲戒處分基準表

違 反 法 条		処 分
関	108 の 4	輸出してはならない貨物の輸出 1 ( 級 )
	109	輸入してはならない貨物の輸入 1
	109 の 2	輸入してはならない貨物を保税地域に置く等 1
	110	關稅ぼ脱 2

改正後				改正前			
税 法	111 (1~3項) 111(4項) 112 113 112の2 113の2	無許可輸出入等(予備以外) 無許可輸出入等(予備) 密輸貨物の運搬等 不開港不許可入港 用途外使用等 特例申告書不提出	1 2 2 2 3 3	税 法	111 112 113の3 114の2 115の2 116	無許可輸出入 密輸貨物の運搬等 虛偽申告等 船用品又は機用品の積込み等 見本の一時持出し等 111条1項2号等違反の重過失	2 2 3 4 4 4
	114 114の2 115 115の2 115の3 116	無届・虚偽届(外国貿易船)等 船用品又は機用品の積込み等 無届・虚偽届(特殊船舶)等 見本の一時持出し等 専門委員秘密漏えい 111条1項2号等違反の重過失	3 3 3 3 3 4		114の2 115の2 116	船用品又は機用品の積込み等 見本の一時持出し等 113の3~115の2違反の重過失	4 4 4
	(省略)				(同左)		

(基準表の適用)

- (1) (省略)
- (2) 処分の級別区分の適用については、違反行為の内容に応じ、以下のイ及びロに従い加重減輕を加え処分を決定する。
- イ 減輕
- (1) 意図的に違反行為に及んだものではない場合等違反行為の計画性がないとき。
  - (ロ) 自主的に非違を発見し、税関に申し出た場合等調査に協力的なとき。
  - (ハ) 上記(1)及び(ロ)に準じ特に輕減すべきと認められる事情があるとき。
- ロ 加重
- (1) 処分を受けた日から3年以内に再び処分の対象となる違反を犯したとき。
  - (ロ) 船舶の入港から貨物の国内への引き取りまでの行為等一連の行為において複数の違反法条に該当する違反を犯したとき。
  - (ハ) その他情状が特に悪質と認められるとき。
- (3) (省略)

(基準表の適用)

- (1) (同左)
- (2) 処分の級別区分の適用については、違反行為の内容に応じ、以下のイ及びロに従い加重減輕を加え処分を決定する。
- イ 減輕
- (1) 違反行為の計画性がないとき。
  - (ロ) 調査に協力的なとき。
  - (ハ) 改悛の情が認められるとき。
  - (ニ) 上記(1)から(ハ)までに準じ特に輕減すべきと認められる事情があるとき。
- ロ 加重
- (1) 処分を受けた日から3年以内に再び処分の対象となる違反を犯したとき。
  - (追加)
  - (ロ) 情状が特に悪質と認められるとき。
- (3) (同左)